
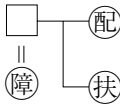

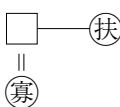


「平成19年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(84ページ)の使い方

- 1 まず、控除対象配偶者と扶養親族の数の合計を求め、「①」の人数欄に対応する控除額を求めます。
- 2 次に、控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合や所得者本人が障害者等に該当する場合には、「②」のイからト欄に掲げる控除の加算額の合計額を求めます。
- 3 1及び2で求めた金額の合計額を所得税源泉徴収簿の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑬」欄に記入します。

- 凡 例
- ……給与の支払を受ける人(所得者) **老扶** ……同居老親等以外の老人扶養親族
 - 配** ……一般の控除対象配偶者 **障** ……一般の障害者
 - 扶** ……一般の扶養親族 **同障** ……同居特別障害者
 - 特扶** ……特定扶養親族 **寡** ……一般の寡婦又は寡夫
 - 同居老親** ……同居老親等である老人扶養親族

区 分	設 例	早見表の当てはめる欄		求 め る 控 除 額 の 合 計 額
		「①控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた控除額」欄	「②障害者等がいる場合の控除の加算額」欄	
1 所得者が障害者、寡婦(寡夫)又は勤労学生でない場合	(1)控除対象配偶者も扶養親族もない人 <input type="checkbox"/>	なし		① 380,000円
	(2)控除対象配偶者がいる人 <input type="checkbox"/> — 配	1人		① 760,000円
	<input type="checkbox"/> — 配 扶	2人		① 1,140,000円
	<input type="checkbox"/> — 配 扶 = 老扶 扶	3人	ト	① 1,520,000円 ②—ト 1人 100,000円 計 1,620,000円
	(3)控除対象配偶者がなく扶養親族がいる人 <input type="checkbox"/> — 扶 = 同居老親 扶 = 特扶 扶	3人	ホ及びへ	① 1,520,000円 ②—ホ 1人 200,000円 ②—へ 1人 250,000円 計 1,970,000円
(4)扶養親族等のうちに障害者がいる人 <input type="checkbox"/> — 配 扶 = 障 扶	3人	ハ	① 1,520,000円 ②—ハ 1人 270,000円 計 1,790,000円	
(5)扶養親族等のうちに同居特別障害者がいる人 <input type="checkbox"/> — 配 扶 = 同障 扶	3人	イ	① 1,520,000円 ②—イ 1人 750,000円 計 2,270,000円	

区 分	設 例	早見表の当てはめる欄		求 め る 控 除 額 の 合 計 額
		「①控除対象配偶者 及び扶養親族の数に 応じた控除額」欄	「②障害者等がい る場合の控除の加 算額」欄	
2 所 得 者 が 障 害 者 で 有 る 場 合	(1)扶養親族等が いない人 	なし	ハ	① 380,000円 ②-ハ 270,000円 計 650,000円
	(2)扶養親族等が いる人 	2人	ハ	① 1,140,000円 ②-ハ 270,000円 計 1,410,000円
3 所 得 者 が 一 般 の 寡 婦 又 は 寡 夫 で 有 る 場 合	(1)扶養親族がい ない人  (注) 寡婦に限ります。	なし	ハ	① 380,000円 ②-ハ 270,000円 計 650,000円
	(2)扶養親族がい る人 	1人	ハ	① 760,000円 ②-ハ 270,000円 計 1,030,000円

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】では、税に関するさまざまな情報を提供しています（この年末調整のしかたや源泉所得税関係の諸用紙等も掲載しています。）。

また、タックスアンサーホームページ【<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>】では、税に関するさまざまな質問についてお答えしています。

【国税庁ホームページにおける主な掲載物】

＜パンフレット等（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/01.htm>）＞

源泉所得税関係

- ・ 源泉所得税の改正のあらまし
- ・ 源泉徴収のしかた
- ・ 源泉徴収のあらまし
- ・ 年末調整の手順と税額の速算表等
- ・ 源泉徴収税額表
- ・ 年末調整のしかた
- ・ 給与所得者と年末調整 など

＜税務手続の案内（<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/yousiki.htm>）＞

源泉所得税関係

- ・ 給与所得者の扶養控除等の（異動）申告
- ・ 給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿の作成
- ・ 給与所得者の保険料控除及び配偶者特別控除の申告
- ・ 給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出
- ・ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請及び納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出 など